

令和8年4月入所分

保育施設の利用申込の受付を済ませた方へ

((兼) 教育・保育給付認定申請)

【受付後の流れ】

結果にかかわらず、全員に支給認定証を送付します。
※有効期間が終了していない支給認定証を、既に交付済みの場合を除く。

結果

内定

保留

一次利用調整の結果は、令和8年2月上旬までに郵送で通知します。
二次利用調整の結果は、令和8年3月上旬までに郵送で通知します。
※ただし、二次受付期間に申し込んだ方と、内定した方のみとなります。

保留(待機)児童(令和9年3月入所まで)

※月1回利用調整します(通知は初回のみ。その後は、入所前月の20日までに内定した場合のみ電話連絡します。令和9年2月～3月内定は、12月中に電話連絡となります。)

児童面談

- 令和8年2月中旬から実施予定です。日時は内定通知書と共に通知します。
- 児童面談の結果、集団生活に不適正と判断された場合、内定取り消しとなる場合もあります。

説明会

- 令和8年3月中に実施予定です(日時は保育施設によって異なります)。
- 各園にて施設で入所後の生活や持ち物、重要事項などの説明を行います。

利用決定・保育料決定・副食費免除判定

- 入所月の月上旬までに通知します。
 - 8月分までは令和7年度市民税額(令和6年1月～12月の収入)から、9月以降は令和8年度市民税額(令和7年1月～12月の収入)から算定します。
- <保育料納入先> 保育所(公立・私立) → 市
地域型保育事業所・認定こども園(保育園部分) → 利用施設

入所

- 各月1日付で入所となります。

慣らし保育

- お子さんが保育施設の集団生活を過ごすには、徐々に慣れる時間が必要です。このため入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。

注意事項

希望保育施設の変更

入所希望月の前月10日(休日の場合は前開庁日)までに変更届を提出してください。
※4月二次受付は、令和8年2月10日(火)までとなります。
※令和9年2月～3月入所は、令和8年12月10日(木)までとなります。

保育必要量の変更

保育必要量等の変更を希望される場合には、別途「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」を前月25日までに保育幼稚園課へ提出してください。

育児休業を許容できるにチェックをされた方

「利用申込みに関する確認票」の「育児休業中での申込みの方」の「育休延長を許容できる」にチェックを入れた場合でも利用調整の対象となり、内定となった場合には、下記「育児休業中での申込みの方」のとおり復職していただくことになります。
内容変更希望の場合は、申込期日までに変更届及び就労証明書をご提出ください。

育児休業中で申込みの方

入所翌月1日までに復帰していただき、入所翌月15日までに育児休業終了日以降に証明された就労証明書を提出してください。

月64時間未満労働で申込みの方

入所月中に月64時間以上の勤務条件変更をしていただき、入所翌月15日までに就労証明書を提出してください。

採用内定で申込みの方

入所月中に就労開始し、入所翌月15日までに就労開始日以降に証明された就労証明書を提出してください。

求職中で申込みの方

入所翌月15日までに就労開始及び就労証明書を提出してください。

雇用期間が有期の方

就労証明書の雇用期間が有期の場合、雇用期間更新後に、就労証明書を再提出してください(就労証明書に、更新有り等の記載があれば、提出は不要です)。

※就労証明書が未提出の場合、入所翌月末で退園となりますので、必ず期日までに提出してください。

お願い

家庭状況や勤務状況の変更

申請後に家庭状況や勤務状況が変更となった場合、必ず「教育・保育給付認定変更申請書(兼家庭状況変更届)」と必要書類をご提出ください。
※申請期間中に家庭状況が変更となっても利用開始月毎の申込期日までに届出がない場合は、利用調整時の指数が変更となりません。また、利用内定後に家庭状況が変更されていることが判明した場合、利用内定取消しとなる場合もあります。

内定辞退について

内定辞退は、利用調整全体に大きな影響を及ぼします。希望園は通う意思のある施設のみご記入ください。やむを得ず内定後に入所を辞退される場合、利用申込みの取下げ手続きを早急にしていただく必要があります。取下げ後、再度保育施設に申し込む場合、申込みに必要な書類一式を再度揃えていただく必要があります。

その他

ご提出いただいた書類一式について

お預かりした書類一式は、法令に基づく調査等を除き、保育施設等の利用申込み以外の目的には一切使用いたしません。また、理由の如何にかかわらず返却・複写は致しかねますので、あらかじめご了承ください。